

定 款

一般社団法人パイロットインターナショナル  
日本ディストリクト

# 一般社団法人パイロットインターナショナル 日本ディストリクト 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人パイロットインターナショナル日本ディストリクトと称し、英文では、PILOT INTERNATIONAL JAPAN DISTRICT (略：PIJD) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。  
2. この法人は、理事の過半数の一致によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は、廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、PILOT INTERNATIONAL Inc. (本部：アメリカ合衆国) の理念の下、地域社会に前向きな変化をもたらす影響を与えるようなプログラムおよび活動を推進する目的をもった、ボランティア・慈善・並びに教育的な奉仕組織である。この法人は、脳関連障がい、脳の健康と安全に焦点を当て、教育・ボランティア活動・財政支援・研究を通じてその目標を達成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) パイロットインターナショナル本部の方針の基本活動  
1) 将来のリーダーたる若者と成人に奉仕の精神を育成する。  
2) 脳の健康と安全を推奨する。  
3) 介護する人たち・障がい者を抱える家庭への時機を得た支援をする。  
(2) 地域に密着した活動  
(3) その活動は、パイロットインターナショナルバイローズ・ディストリクトスタンディングルールズに従うこととする。  
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業  
2. 前項の事業は、PILOT INTERNATIONAL Inc. の方針に沿って国内外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

## 第3章 会員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、その品位と資質を高めるために積極的に活動した会員であって、この法人の一般会員の投票により選出された者

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会した者

2. 本章の会員に関する必要な事項は、理事の過半数の一致により別に定める会員に関するパイロットインターナショナルバイローズ・ディストリクトスタンディングルーズ（以下「会員規程」という。）による。

(入会)

- 第 7 条 一般会員として入会しようとする者は、会員規程に基づき申し込みをする。  
2. その他入会に関する必要な事項は、会員規程による。

(会費)

- 第 8 条 正会員及び一般会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員規程において定める会費（P I 会費、日本ディストリクト会費）を支払わなければならない。  
2. 入会后 50 年を経過した会員は P I 会費のみを免除する。  
3. その他会費に関する必要な事項は、会員規程による。

(会員資格の喪失)

- 第 9 条 会員が、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。  
(1) 退会したとき。  
(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。  
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。  
(4) 2 年間分以上会費等を滞納したとき。  
(5) 除名されたとき。

(任意退会)

- 第 10 条 会員は、会員規程に基づき、任意にいつでも退会することができる。  
2. その他退会に関する必要な事項は、会員規程による。

(除名)

- 第 11 条 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1) この定款その他の規則、規程、規約又はポリシーに違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。  
2. 前項により除名の決議がされたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 12 条 会員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。  
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

- 第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事の選任又は解任
  - (2) 理事の報酬等の総額並びにその支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 入会の基準並びに会費等の金額に係る定め
  - (6) 会員の除名
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
  - (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (10) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (11) 前各号に定められるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

### (種類及び開催)

- 第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
2. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
  3. 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事の過半数の一致により開催の決議がなされたとき。
    - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
  4. 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。
    - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
    - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

### (招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の一致に基づき代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
  3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

### (議長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令又はこの定款で定める事項

3. 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面決議等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

3. 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び代表理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会運営規程)

第23条 社員総会の運営に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事の過半数の一致により定める社員総会運営規程による。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。
3. 理事のうち1名を代表理事とする。
4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族並びにこれらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
5. 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事の過半数の一致において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を各理事に報告しなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に、名誉会長及び顧問を若干名を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事の過半数の一致により任期を定めた上で選任する。
3. 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、社員総会において意見を述べるることができる。
4. 名誉会長及び顧問には、その職務を行うために要する費用について、理事の過半数の一致により別に定める総額の範囲内で報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

## 第6章 資産及び会計

### (財産の種類)

- 第32条 この法人財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして社員総会で定めた財産とする。
  3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

- 第33条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、社員総会の決議を得なければならない。
  3. 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事の過半数の一致により別に定める基本財産管理規程によるものとする。
  4. やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産の一部を処分し又は担保に提供する場合には、社員総会の決議を得なければならない。

### (財産の管理・運用)

- 第34条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事の過半数の一致により別に定める財産管理運用規程によるものとする

### (事業計画及び収支予算)

- 第35条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

### (剰余金の不分配)

- 第37条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

### (会計原則等)

- 第38条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事の過半数の一致により別に定める経理規程によるものとする。
  3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事の過半数の一致により別に定める取扱規程による。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
2. この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第40条 この法人は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第41条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第42条 この法人が解散により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第8章 委員会等

(委員会等)

- 第43条 この法人は事業を推進するため必要に応じて、各種委員会及び部会を設置することができる。
2. 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者の中から代表理事が選任する。
  3. 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が社員総会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の過半数の一致により別に定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務局には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
  - (2) 事業報告
  - (3) 事業報告の附属明細書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (7) 財産目録
  - (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
  - (9) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (10) 理事及び監事の名簿
  - (11) 理事及び監事の報酬等の支払基準を記載した書類
  - (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (13) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項のほか事務局には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員
  - (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
  - (3) 会計帳簿 総社員の10分の1以上の議決権を有する正会員

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関し必要な事項は、理事の過半数の一致により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事の過半数の一致により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 附則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第50条 この法人の設立時理事の氏名及び設立時代表理事の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時理事 中島恵子、設立時理事 内田民以、設立時理事 森主眞弓、  
設立時理事 木村裕紀、設立時理事 武川路代

東京都目黒区柿の木坂二丁目23番7号  
設立時代表理事 中島恵子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都目黒区柿の木坂二丁目23番7号  
氏名 中島恵子

住所 埼玉県東松山市御茶山町13番地15  
氏名 内田民以

住所 鹿児島県鹿児島市武二丁目6番16号  
氏名 森主眞弓

住所 東京都港区虎ノ門四丁目1番34-303号  
氏名 木村裕紀

住所 奈良県奈良市朱雀五丁目1番地の1  
平城朱雀第2住宅43-108  
氏名 武川路代

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人パイロットインターナショナル日本ディストリクト設立のため、設立時社員中島恵子外4名の定款作成代理人峰寫宏之は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和2年7月12日

設立時社員 中島恵子  
設立時社員 内田民以  
設立時社員 森主真弓  
設立時社員 木村裕紀  
設立時社員 武川路代

定款作成代理人  
東京都中央区日本橋小網町13番8-202号  
安田小網町ビル  
司法書士 峰寫宏之